

太平天国期のチワン族反乱とその背景

— 広西省横州・永淳県の場合 —

稲 田 清 一

【要旨】 太平天国にチワン族などの少数民族が多数参加したことについては既に多くの指摘がある。本稿は、この時期に広西省横州・永淳県一帯で蜂起し、のち大成国とも連繋したチワン族の反乱を分析することを通して、当時のチワン族のあり方を具体的に明らかにしようとするものである。明末清初以降、この地方のチワン族は、官府との直接的接触をきらい、漢族を代納者として納税していたが、漢族は自らを地主、チワン族を佃戸とみなすようになり、しだいに収奪を強化した。これに対しチワン族は、咸豊元年、自らの土地所有権の奪回を訴え蜂起したが、漢族及び彼らに左袒する清朝当局はこれを「抗租」とみなした。そこでチワン族は実力で地主を駆逐し、咸豊七年この地方に進出した大成国に直接納税することで自らの要求を実現した。この闘争においては、チワン族としての民族的伝統が基盤となっていたのと同時に、一定の漢化の進展——当局による教化的なそれではなく漢族客民との交流によって得られた——が大きな役割をはたしていたことにも注目しなければならない。 史林 七一巻一号 一九八八年一月

はじめに

太平天国史研究において、拜上帝会を育み、最初の蜂起地点となった広西省独自の歴史的条件を検討することの重要性は改めていうまでもなからう。このような作業の一つとして、筆者はかつて、広西米の広東への移出構造を考察した^①。また、広西が諸民族雑居地域であり、チワン族など少数民族の存在に留意すべきことについては、広西における客民問題を検討した際に言及した^②。太平天国にチワン族などの少数民族が多数参加したことは、すでに多くの人々によって指摘され

ている^③。しかし、彼らがどのようにして太平天国に参加して行ったのかを彼らの側から具体的に明らかにした研究はまだ現われていないように思われる。本稿は、この課題へむけての一準備作業として、太平天国期に広西省横州・永淳県一帯で蜂起し、のち大成国とも連繫を保ったチワン族の反乱を分析することを通して、この時期のチワン族がどんな課題に直面し、それをどのように解決しようとしていたのかを明らかにしようとするものである。

なお、明清時代のチワン族については、近年塚田誠之氏によって本格的な研究が進められつつあり、本稿の課題ともかわる多くの事実が明らかにされている。行論中でもたびたび触れるように、筆者は氏の研究から多くを教えられた。

本稿の当面の課題である横州・永淳のチワン族反乱については、一九五〇年謝興堯氏が言及して以来たびたびとりあげられており、日本では、一九六一年小島晋治氏によって簡単な紹介がなされている^⑥。小島氏は、おそらくは古蘆氏前掲註^⑤論文に拠りつつ、「僮族をふくむ多数の佃戸が」、「土地の所有権を佃戸がもつことを承認するよう県に要求」し、「一時はこれを県官に認めさせた」と述べ、さらにこの反乱が大成国に合流したことを指摘し、大成国の指導者の一人黃鼎鳳が出した布告の一節——「天下の畑・水田はみなわが農民がひらいたものだ。地主が代々佃租をとってきたのは、実に天の怒るところである。これよりのちは、地主が従前のごとく佃租をとることをゆるさない」——を紹介して、「たんに減租ではなくて、寄生地主的土地所有の廃棄がすでに日程に上っていた」としている。

しかし、小島氏の右の紹介以降、日本ではまとまった資料が見られないという制約のためか、この反乱が正面からとりあげられることはなかった^⑦。

幸い一九七八年に北京の中華書局より『太平天国革命時期広西農民起義資料』上・下が出版され、この反乱についての基本的資料が利用できるようになった。また、筆者は一九八二～四年の間中国南京大学に留学し、たまたま民国一三年『永淳県志』（南京大学図書館蔵。抄本）と康熙『永淳県志』（北京図書館蔵。卷一～三欠）を閲覧する機会をえた。この反乱の最も包括的な資料である民国『永淳県志』卷八「清康熙至咸同紀事」の大部分は中華書局版資料集にも収録されているが、

南京大学図書館蔵抄本と対照すると、その間には字句の異同がしばしば見られる。同時に中華書局版資料集には明らかに脱漏と思われる箇所も少なくない。従って本稿では主に南京大学図書館蔵抄本に拠った。

- ① 拙稿『西米東運』考——清代の両広関係をめぐって——（『東方学』七一—一九八六）
- ② 拙稿「太平天国前夜の客民について——広西省桂平県における郷約・保甲制再編成を素材として——」（『名古屋大学東洋史研究報告』一一—一九八六）
- ③ たとえば、石鍾健・楊光楨「太平天国与少数民族」（『民族團結』一九六一—八・九。のち『太平天国史論文選』（北京太平天国歴史研究会編 三聯書店 一九八二）に収録、鍾文典「太平天国和僮・瑶人民」（同氏『太平天国在永安』三聯書店 一九六二、所収）など。
- ④ (A)「明代における壮（Zhuang）族の移住と生懸——明清時代壮族史研究（一）」（『北大史学』二五—一九八五）、(B)「明清時代における壮（Zhuang）族の佃農化に関する一考察——明清時代壮族史研究（二）」（『東洋学報』六七—一一—一九八五）、(C)「明清時代における壮（Zhuang）族統治体制——明清時代壮族史研究（三）」（『北大史学』二七—一九八七）。
- ⑤ 謝興堯『太平天国前後広西の反清運動』（三聯書店 一九五〇）、梁任傑「清代僮族農民的抗租闘争」（『広西日報』一九五六年九月九日）、趙封蒂「太平天国革命中の広西僮族人民」（『史学月刊』一九五七—一二）、黄威蘇『広西僮族歴史和現状』（北京民族出版社 一九五八）、古盧

一 反乱の発生

- 「太平天国時代広西僮漢各族農民的反割削闘争」（『歴史教学』一九五八—一二）、呂集義「太平天国革命与広西少数民族」（『民族團結』一九六三—九）、『壮族簡史』（広西人民出版社 一九八〇）、張有勇「李文彩」（『壮族歴史人物伝』広西民族学院民族研究室編 広西人民出版社 一九八二）、陳仁華「太平天国時期永・横地区壮族農民起義」（『広西民族学院学報』一九八二—一二）。
- ⑥ 「太平天国」（『世界の歴史』一一「ゆらく中華帝国」筑摩書房 一九六一）二二二—三頁。
 - ⑦ 小林一美「十九世紀における中国農民闘争の諸段階」（『東アジア近代史の研究』大塚歴史学会編 御茶の水書房 一九六七）及び村松一弥「中国の少数民族」（『毎日新聞社 一九七三』のチワン族の項において、部分的に言及されている）。
- なお、黄鼎鳳の布告を偽作とする見解が謝興堯氏によって発表されている（『人民日報』一九六五年六月一日）。のち前掲『太平天国史論文選』に収録）。また、この布告を含む五種類の大成国文件を偽作とする見解が近年発表された。黄の布告の他四種とは「陳開自述」、「大成洪徳平濤王諭」、「平靖王李杏諭」、「平靖王李米揮」である（駱宝善「閩成大成国の幾個文件的質疑」『太平天国史論文集』広東・広西太平天国史研究会編 広東・広西人民出版社 一九八三）。

咸豊元年（一八五二）閏八月初一日、太平軍が広西省平樂府永安州城を攻略した^①。当時太平軍は、既に、清朝に反乱軍中

表1

	闘争の主体	闘争の対象
民国『永淳県志』	屯匪、佃人	甲人、客家、業戸、
「永邑十三屯獠為逆 匪率七作乱紀略」	獠、惡獠、獠匪、 獠佃、佃匪、	客人、業戸
「永淳県志与汝元寇」	獠、獠匪、	客民、客人、
民国『横県志』	獠佃、獠匪、獠、	客民、客人、
「抗租記」	旧住人、佃戸、 佃人、屯人、	客人、富客、 業主、
『平桂紀略』	佃民、佃獠、	客民

愚民を煽惑し、機に乗じて業戸を殺逐し、占田覇産す。^④

この闘争の主体になった人々及び闘争の対象とされた人々の呼称は資料によって一様ではない(表1参照)。
康熙『永淳県志』卷一〇、風俗志には、

淳の民、土人・客家二種有り。其の人既に別なれば、其の風俗為に判れて相い同じからず。土人は獠・獠人なり。客家は中州の人なり。中州の人、久しく此ここに居り、客たりと雖も主と為れり。

とあり、永淳県には「土人」と「客家」二種類の人々がいたという。「土人」とは獠人(ヤオ族)・獠人(チワン族)等所謂少数民族の人々を指す。一方「客家」とは、ここでは「中州の人」と表現されているように漢族一般を指していると考えられる。広東の嘉応州(今の梅県地方)を祖籍とするをしばしばアイデンティティのよりどころとする所謂客家の人々を特に意味しているのではない。また、同前書、獠人の項には「散じて客家の佃丁と為る」とあり、当地のチワン族の多くが「客家」(漢族)の佃戸となっていたことを伝えている。さらに、この反乱についての清末の永淳の秀才玉鳴鳳の口述記

最大にして広西における「剿匪」の要と目されるに至っていたが、

「此の外に游匪林の如し」というあり様^②であり、名を知られた頭目だけでも、南寧の張家祥(嘉祥・家祥とも書く。正確にはこの頃既に招撫されていた)・張家復・姚有復・寧牛仔、潯州の大頭揚、賓州の陶老八・顏垂有・徐垂友、横州の謝江店・方垂廷・楊連芳、梧州の鄧立奇・鄧垂八、平楽の陳垂潰などが活躍していた。このように大小様々の反乱集団が林立する広西で、さらに一つ新たな反乱が発生した。永邑(永淳県)十三屯の惡獠、……適々咸豊元年、恩詔の積甫の錢糧を豁免する有り。遂に私に改めて官租・民租を豁免すと為し、自耕自納す。

録「抗租記」によれば、

旧住人は屯上に居ること多く、客人は甲上に居ること多し（三三八頁）。

とある。「旧住人」とは、先の「土人」即ちチワン族等少数民族のことと多く「屯」に住み、「客人」即ち「客家」（漢族）は多く「甲」に住んだという。以上を総合すると、「獯」・「佃」・「屯」は一つの実体を各々異なった側面から照射して表現したのであり、「客」・「業戸」・「甲」についてもそれは同様である。筆者はかつて、エスニック集団としての客家と移住民を意味する客民とは概念的に区別すべきであり、エスニックな差異とは別に、客民及びこれと対になる土着民という概念に注目する必要があることを述べた。康熙『永淳県志』においても、チワン族などの少数民族と漢族の別が、まず「土人」と「客家」という概念でとらえられていることに留意しておきたい。

しかし、後に詳述するように、この闘争の主体となった人々としては、チワン族の佃戸を意味する「獯佃」が最もふさわしい呼称であると考える。彼ら自身は必ずしも自らを佃戸であるとは思っていないし、彼らがそう考えるのにはそれなりの根拠もあるのだが、にもかかわらず「獯佃」という呼称が彼らが起ち上らねばならなかった事情を最も適切に反映しているからである。本稿では以下原資料の表現にかかわらず「獯佃」と表現する。闘争の対象となった人々については、文脈に従って地主、漢族、漢族地主等と使い分ける。

なお、「屯」という呼称は、唐代から明代にかけて断続的に屯田が設置されたことの名残で、「十三屯」には「土着の獯民」が居住する一方、外来の漢族は「屯に入らず散村を為」したといい、「十三屯」に対し「二十四散甲村」といわれた。ただし「十三屯」（チワン族居住区）と「二十四散甲村」（漢族居住区）とは截然と一本の線で区切られるのではなく、各々の「村」（集落）の配置はかなり錯綜していた。明末の人王土性によれば、

蓋し通省の桂・平・梧・潯・南寧等の処の如きは、皆な民夷雜居し、錯碁の如く然り。民村なれば則ち民居り民種え、獯村なれば則ち獯居り獯種う。州邑郷村の治むる所、猶お半ばは民たるがごとし。（『広志釋』巻五、广西）

とあり、漢族・チワン族の各集落の錯綜した配置を伝えている。このことは清末の永淳県についても確認できる。すなわち、民国『永淳県志』巻二、地理志、段村の項に、

光緒庚子（二六年、一九〇〇）の後、匪患（かわらぬ）迭（たが）る見わる。官、区を分ち団を辦せしむるに、屯甲を論じらなく、其の近き所に就きて、
教村、或は數十村を聯ね、区ぎりて一郷と為し、団紳を設立し、以って辦事に資せしむ。

とある。漢族集落とチワン族集落が隣接していることはめずらしくなかったのである。

さて、この反乱の直接的なきっかけは咸豊元年に蠲免の上諭が出されたことによる。咸豊帝は正月朔日、諸先帝即位当初の例をおもい、建元のはじめに当り「仁政」を施すため、道光二一年から三〇年までの未納及び徴収が猶予されている錢糧や雑税などを豁免する用意のあることを宣言し、この旨を刊刻した「騰黃」（詔書を騰写した黄紙）をもって曉諭を行ない、城市郷村はもとより遠方の僻地にまで周知せしめよとの上諭を發した。^⑧十一日後、給事中衷甲三は、官民が不正を行なう余地をなくすべく各直省の督撫・將軍・知府に対し、蠲免の上諭到着後三か月以内に当該地方の賦税の實際の不足額を中央へ報告せしめること、同時に蠲免の「騰黃」を「徧く城郷に貼」り出すとともに、「里戸豁免実数清單」を「騰黃」の末尾に貼付し、地のはての僻地にも周知せしめるべきことを求める上奏を行ない、これはただちに全国に通知された。^⑨
この「騰黃」が永淳県にも貼り出されると、獐佃中の「狡者」黄可経・陸綿欽・楊隆盛・陳忠哲・覃華清・張一有・韋道盛・韋広愛・龐居参・周康宇等は「騰黃」を偽造し、「官租」も「民租」もみな免じるといふ「謠言」^{（デマ）}を散布して「佃人を煽惑、大衆抗租」するに至ったのである。^⑩

咸豊元年九月十五日、獐佃たちは那河墟において「聚衆拜会」し、小作料の納入を拒否しそれを「拜会」の費用にあてることとした（「紀略」三〇五～六頁）。二十三日には収租に赴いた王棠（塘か）口村の地主蘇道亨を襲い、彼の馬を殺して食べてしまい、さらに十一月初十日には那寧村の地主陳思燾を襲撃し、ついで甘棠村の地主陳広宣を殺害した。そして獐佃たちは露墟において再び「会盟」し、なお抵抗して自分たちの仲間に加わらない者がいるかどうかを確かめた上で、十九

日、朦朧墟（化龍墟か）^⑩において「大会」を開き蜂起の決心を固めた（『紀略』三〇六頁）。

これらのニュースは、横州梅根村で教師をしていた永淳県良鶏屯の革生農余三によってただちに横州にもたらされ、同州の寧晩らが「永獾の為す所に效」^⑪った。獾佃たちの反乱は、おそらくその年のうちに横州にも拡大したのである。

① 『賽尚阿等奏永安州城失守摺（咸豐元年閏八月初九日）』『太平天国文獻史料集』中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯室編 中国社会科学出版社 一九八二 二八五～七頁。

② 『文宗実録』卷三五、咸豐元年六月庚午の条

③ 『杜受田奏兩広各地拳事情形单（咸豐元年二月初八日）』前掲『太平天国文獻史料集』九四～六頁。

④ 『永邑十三屯獾為逆暨季七作乱紀略』（前掲『太平天国革命時期広西農民起義資料』三〇五頁）。以下「紀略」と略記する。また、同資料集は頁数のみ記す。

⑤ チワン族の呼称は旧中国においては「獾」が最も普通だったようである。新中国成立後、獾は少数民族を蔑視するものとされ「獾」と改められた。一九六六年さらに「壮」と改められ、現在中国語（漢語）では、チワン族を「壮族」と表記する。

前掲『太平天国革命時期広西農民起義資料』の「編輯説明」第四条には、少数民族に対する侮辱的な文字はすべて改めたとあり、同資料集中の「獾」の原字は、まちがいでなく「獾」であったと考えられる。本稿では「獾」と表記する。少数民族に対して侮辱を加えるつもりは

ない。同資料集以外の資料との統一をはかるため、また、原文に忠実でありたいと思うからである。

⑥ 前掲拙稿「太平天国前夜の客民について」

⑦ 民国『永淳県志』卷二、地理志、段村の項

⑧ 『文宗実録』卷二五、咸豐元年正月戊子朔の条

⑨ 同右、咸豐元年正月己亥の条

⑩ 民国『永淳県志』卷八「雷康照至咸同紀事」。以下本稿の記述はこの「紀事」に拠っている個所が多いが、原文を引用する場合を除き、一つ一つ註記しない。

⑪ 朦朧墟の名は、民国『永淳県志』卷二圩市の項には見出せない。『広西輿地全図』（光緒二年、北洋機器總局図算學堂携）には、化龍墟のすぐ近くに朦朧村の名が見える。化龍墟はあるいは朦朧墟とも呼ばれたのか。

⑫ 擄革された生員の意か。当時は生員であったのが、反乱に関わったことにより後に擄革を被ったため、こう表現されているのかも知れない。

⑬ 「永淳県主刁汝元稟」三三四頁。以下「刁稟」と略記する。

二 反乱の展開

獾佃たちは、咸豐元年九月十五日の「拜会」以降の実力闘争と並行して訴訟闘争を展開した。梧州に駐屯していた広西布政使勞崇光は、同年六月十四日、南寧・太平府地方の諸反乱集団鎮庄の命を受け南寧に向って出発した。^⑭ 勞が途中永淳

に至った時に、獐佃たちは「革租承糧」を求めた訴状をさし出したのである（「刁粟」三三三―三四頁）。「革租承糧」とは、地主に納める租を改めて国家の課す賦税をひきうけるということである。それは地主の収租を拒否し直接国家に納税することを要求しているものであり、自らが土地の所有者であることを主張したものに他ならない。

獐佃たちは芳崇光の批を「捏造」（一説に「改易」）して、

一県の田地は皆な伊の屯人の租の業産なり、業戸は毫も憑据無し、何ぞ歴代収租するを得んや。

といふふらしたという（「清康熙至咸同紀事」三二二頁）。「革租承糧」の主張が認められたと宣伝したのである。そして、九月十五日、那河墟において「聚衆拜会」し、二十三日の事件へと発展した。「租を失い、賦を受」けることになった地主が永淳県に訴え出ると、獐佃たちも訟師廬慶姓を招いて県に地主収租の不当なることを訴えた。この時知県韓鳳梧は「堵賊」のため県外にあり、「靈役」滕忠が賄賂を取ろうと画策したという事情も加わって、判決はなかなか下らなかつた。

翌咸豊二年正月初四日、獐佃たちは横州から永淳への帰途にあった（一説に元年十二月、秋糧督促に下郷した）韓鳳梧を包圍して「派戸編糧」——納税戸として割りつけ國家に納めるべき賦税を分配すること——を迫った。先の「革租承糧」と同じく、自分たちが土地の所有者であることを認めるよう要求したのである。韓は這這の体で県城に逃げ帰ったが、獐佃たちは正月二十一日、県城の対岸にある文廟に集って氣勢をあげ、彼らの訴えを速かに裁断するよう要求した。

さらに獐佃たちの指導者黄可経ら九名（一説に十名）は、正月から二月にかけて南寧府へ赴き、知府黄輔相に那寧村の地主陳家の収租が刻薄なることと「革租」を訴えた（「刁粟」三三四頁）。しかし黄の裁断は彼らの訴えに全く反する内容であった。すなわち、旧来通りに納租すること、奪った租穀の賠償として「錢三百千文」を永淳團練局に支払うことであった。さらに黄輔相は黄可経・楊隆盛・陸綿欽三名を拘禁し、地主陳広宣殺害の犯人引き渡しと罰金の支払いをその釈放の条件とするともに、周康宇ら六名を宣化県に引き渡し監禁させた。ついで黄は、三月下旬頃まず二名を釈放して納租せしめ、他の七名を永淳県の監獄に移すという措置をとった。

これを知った獐佃たちは各処で会飲し監獄襲撃を計画した。一方知県韓鳳梧は富戸から寄付を募り漢族の子弟を集めて城郷に配置し獐佃の襲撃に備えた。三月二十九日、獐佃男女合せて万余人が三方から県城におしよせると、韓は各団練を出撃させた。結局獐佃たちは目的をはたすことができず、十七名が捕えられて直ちに処刑されたという。これが獐佃と清朝・団練との最初の大規模な武力衝突であり、この敗北をきっかけに獐佃たちの地主・漢族への恨みが暴発した。

凡そ城を離れること数十里の村、有業の戸は、連日攻劫され、財を擄め屋を焚かれ、墓を掘り人を殺さる。若し逃避及ばざれば、殺戮の殆ど尽ること、親戚朋友を論せず（「紀略」三〇七頁）。

……客人の村庄、大いに焚劫を肆にされ、紛紛として県城に逃過し、暫く棲止を行い、以って其の鋒を避く（「刁粟」三二四頁）。

屯匪、又、甘棠・上等等の処の客家を趕殺し、田産を霸占す（清康熙至咸同紀事）。

韓鳳梧は広東靈山県に援軍を依頼するとともに、郷勇梁安邦・壮勇孫仁広と各団練（蘇・良・張三村の漢族の子弟を主力とする）を動員して防戦したが、四月末ごろ「沈病」を激発して死亡した。

次に南寧府知府黃輔相が事態收拾に乗り出した。五月、黃は「艇匪」討伐のため横州に赴いた帰りに永淳県に立ち寄り、告示を掲げるとともに武羅巡檢牛某に命じて獐佃たちを召換させた。しかし獐佃たちが召換に応じなかったので、六月十五・十六日に黃輔相自ら化龍墟・鹿脛墟に赴き、獐佃を代表する耆老たち（各屯老）から裁断に従うという誓約書を取ることに一応成功した（「清康熙至咸同紀事」三二四頁及び「刁粟」三二四頁）。裁断の内容は小作料を納めるかわりに「従前聚衆焚劫之罪」は追求しないというものであった。③ これをもって事態の收拾が成ったとする黃輔相は、十七日早朝、県に収監していた獐佃の指導者七名を釈放させ、翌十八日には南寧府に帰還した。しかし黃の予期に反し、獐佃たちは指導者が釈放されたことでもかえって官府を軽く見るようになり、自らの要求実現への確信を深めた（「紀略」三〇八頁）。その後も「常に闘殺して休まず」（「刁粟」三二五頁）、闘争は続行されたのである。

七月下旬、南寧での考試を終えた広西学政孫鏘鳴が永淳県城にさしかかると、獐佃たちはまたまた訴え出た（「刁粟」三

一五頁)。「咸豊二年八月学憲孫大人批飭獠匪方士勝等」(三一八〜九頁)という文章が残っている。方士勝は横州獠佃の指導者であり、また文中より考えてこの批が横州の獠佃に与えられたものであることは明らかである。この時訴え出た獠佃が横州の者たちだけであったのか永淳の獠佃たちも訴え出たのかははっきりしない。いずれにせよ孫の批は、六月の黄輔相の裁断を確認し改めて獠佃たちに納租を催告するという内容であった。

この年の八月初九日はたまたま丁祭の日に当たっていたが、永淳県の文武官僚は敢て対岸の文廟に詣でて礼を行なうことをせず、城内で祭祀をすませた。これをみた獠佃たちは、二十二・二十三兩日にわたり、官僚の怯懦をあざ笑うかのよう^①に文廟に闖入し、大成殿の牌位・神樓・互灶・台椅等を破壊した。反官闘争へのきざしがすでに現われはじめていた。この時期獠佃たちは、李文彩を新たな頭目として迎え、より本格的な武力闘争の準備を整えつつあった。これまで永淳における清朝の軍事力を形成してきた郷勇梁安邦、壮勇孫仁広及び蘇・良・張三村の漢族子弟を主力とする団練の三個の力のうち、孫仁広は李文彩の側につき、梁安邦は南寧府の募兵にに応じて去っていった。獠佃たちの闘争もあらたな展開をみせはじめていた。

① 「鄒鶴鶴奏廣西十二府州等辦團練概況摺(咸豊元年六月二十日)」前掲『太平天国文獻史料集』二二一〜四頁

② 「紀略」三〇六頁に次のようにあるのは、この時のことであらう。

「遂羅武揚威、擁衆至昇城対河邊宮内結拜、設立字主、取色布作訓練旗幟、分派各村、添置軍裝炮火、封倉聚糧、推楊隆盛為頭目、黃可経、陸綿欽等十數人為副目、領管屯党、若有官府剿捕、分頭抗拒」

③ 「咸豊二年八月学憲孫大人批飭獠匪方士勝等」三一八頁。以下「孫批」と略記する。

④ 「李」文彩、永淳獠人。「咸豊」元年初、永淳客民・佃民相仇殺。

佃賊李(黃)可経等倡議免輸、連村結會、嘯聚數千人。時、南寧土賊紛起、文彩尤狡黠、當事者議招撫之。文彩就撫、旋与佃獠相結、仇殺愈甚。(『平桂紀略』卷一。三二五頁)

三 一田両主慣行の存在

——漢族地主の立場——

ここで、この反乱の背景をなした横州・永淳地方の土地制度について検討しておきたい。

「刁粟」、民国三二年『横県志』及び民国一三年『永淳県志』が等しく指摘するのは、当地方に一田両主の慣行があったということである。「刁粟」と『横県志』の記述はほぼ同文で次のように述べる。

向來二邑の田畝は、一田両売す。業主は銀価を用って糧租を買受す。契券を立有し、内に租石若干、銀価若干、錢糧若干を書す。上則の租田は每石値銀十兩・八兩、中則・下則は每石値銀五・六兩及び二・三兩不等なり。過割の後、契を將って投稅す。毎年秋後收租完糧す。每石官斗の租穀は重さ八十斤、每石納むるところの銀錢糧米は約銀七・八分の間にある。此れ之れを田主と謂う。

耕人は銀価を用って糞脚田を買受す。契券を立有し、当有るも割無く、投稅せず、納糧せず、内に種子若干、某姓の田主、租穀若干を書す。上則の田は、一斗を穀種すれば値銀十余兩、中則・下則は、一斗を穀種すれば値銀十兩（『横県志』には七・八兩とする。三一九頁）或は五・六兩なり。其の田は自ら耕種す。上則は種子一斗ごとに、早晚兩造して穀十石・八石を得るべし、中則・下則は種子一斗ごとに、兩造して穀五・六石或は三・四石を得るべし。種子一斗ごとに、毎年、田主に納むるところの租穀は一石なり、秋後交收す。此れ之れを佃戸と謂う。

明由り今に迄ること數百年來、相い安んじて事無し（『刁粟』三二三頁）。

これによれば、一つの田が二重に売られるという。「糧租」を買った者が賦税を納める義務と「租」を徴収する権利を有する「田主」であり、「糞脚田」を買った者が「田主」に「租」を納める義務と「糞脚田」を耕作する権利とを有する「佃戸」である。「糧租」売買に際しては契約書がかわされ、型通り新「田主」によって過割、投稅が行なわれる。一方「糞脚田」売買の際、すなわち「佃戸」が交替する時には、原「佃戸」と新「佃戸」の間で契約書がかわされるが、新「佃戸」と「田主」の間で改めて租佃契約書を作成してはいないようである。

一般に一田両主慣行のもとでは、田面価（右「刁粟」中の「糞脚田」の価）は田底価（同じく「糧租」の価）よりも高く、收租率は一般田（收穫量の五〇%前後）よりも低い（同じく二〇〜三〇%）といわれる。^①「刁粟」によれば、播種一斗ごとに穀一石を納租するとあり、「糧租」は一石につき、「糞脚田」は播種一斗について、各々の価格・收穫量が記されている。従って、

それは同面積の土地について比較されている訳である。それを見ると、価格は、上・中・下則田とも「藁脚田」が「粮租」よりも若干高い。また収租率は、上則田一〇〇～一二・五%、中則田一六・七～二〇%、下則田二五～三三・三%となり、ほぼ一田兩主慣行下における通例値を示している。^②

「刁粟」の記述による限り、咸豊年間の横州・永淳地方に、明末以来華中・南でしばしば見られるのと同様の一田兩主慣行が行なわれていたように、表面的にはみなされる。しかも、それは明代より数百年にわたって安定して維持されてきたという。

では、このような現象は他の資料によって確認できるであろうか。残念ながら、横州・永淳については今のところ他の資料を見出し得ない。しかし、隣接する四州県において乾隆年間に発生した殺人事件は、この一田兩主とみなされている慣行と深く関連しているように思われる。その四件の事件を簡単に紹介しておこう。

① 潯州府武宣県 乾隆四年（一七三九）

「田主」羅扶元（チワン族）の「糧田」四升を「佃種」していた韋扶猷（チワン族）が、たまたま乾隆二年分の「租穀」二七五斤を滞納し、さらに、「佃種」していた土地を覃扶福に典売（典与）して（羅家側はこれを「盜当」といふ）、銀四兩を得て生活費とした。これを知った羅扶元が起耕して自ら耕作しようとしたことから韋氏父子と口論となり、韋扶猷を殺害した。「この田は羅扶元のものである以上、お前たちは小作しているにすぎない。なぜ「人の田を」典売して得た銀を使ってしまったのか。また、「羅」扶元が自ら耕作するのを許さないのか」という官の問に対し、韋扶猷の継子扶窮はこう答えている。「私どもの耕作するこの田は、従来よりただ『田主』を換えるのみで『佃戸』は換えておらず、「私どもの」世業も同然です（「就算世業一般」）。また、暫く抵当に入れても「羅家が」収租することは認めており、田は引き続き私どもが耕作するのですから。もし『田主』が自耕すれば、「私どもは」メンの食いあげです。だから『田主』の起耕を」阻止しようとしたのです」と。

② 潯州府貴県 乾隆一六年（一七五二）

李社保（チワン族）は、「糞脚銀」を払って隣村の黄社榮から「承佃」した田を、契約文書を立てて隣人の鄭老活に典売し「糞脚銀」八両を得た。後、李は同田を鄭より回贖しようとしたが、金の都合がつかず数日の猶子を申し出たところ、口論になり、鄭を撲殺するに至った。李社保は取調べに對してこう述べている。「私が借りて耕作しようとした田ではありませんが、承佃時には糞脚銀を支払っており、もともと長期にわたり私自ら耕作しようと思っていたのですから、典売することができます。『田主』は納租する者さえいれば、干渉しないのです」と。

③南寧府宣化県 乾隆一九年（一七五四）

何姓の田を耕作していた樊家（チワン族）は、雍正末年、同田を梁家に典売し「灰糞銀」五両を得た。乾隆一七年に至り樊家が銀五両を支払い回贖しようとしたところ、梁家は「找契」を偽造し、清算が終わっていないとして「霸占」し続けたため裁判にもちこまれ、樊家の勝訴となった。樊家では、梁家が「霸占」していたことを理由に一八年度分の小作料の支払いを梁家に求めたところ口論となり、樊京朝が梁日僚を殺害した。取調べに對し「田主」何君寵（生員）は、「問題の自分の田が」樊家から梁家に典売されたことはもとより知っていましたが、「梁家は樊家と」同様に承佃・納租していましたので、ずっと何も口出ししなかったのです」と述べている。

④思恩府賓州 乾隆二五年（一七六〇）

蘇蕃（監生）の田を耕作していた「州民」古成今が欠租したため、蘇蕃は同田を江維成（貢生）に売った。江家は事前に「起耕」して自耕する意向であることを古成今に伝えていたにもかかわらず、古が「霸佃」したため争いとなり、江維成の第三子一道が古成今を毆殺した。

右四件とも、被告は「絞監候」の判決を受けている。^③

これらの案件の争点を先の「刁粟」のモデルを参考に整理してみると、まず②③は、「佃戸」間で「糞脚田」が典売され、その回贖をめぐる争いが生じている。問題は「佃戸」間に限定され「田主」は関知しないことが、「田主」^④、「佃戸」^②双方によって確認されている。また、②の場合には、李社保以前の「佃戸」についての言及がないことから、

李は、承佃時に「田主」黄社業に「糞脚銀」を支払うことによって「糞脚田」の権利を得たと考えられる。次に①④では「田主」による起耕とそれに対する「佃戸」の抵抗が争点となっている。①では「佃戸」が耕作権を質入れしている。「田主」はこれを「盗当」として承認していないが、「佃戸」側は従来からの慣行すなわち実績をたてに耕作権を自らの「世業」であると主張している。④については「佃戸」による典売行為はみられないが、「佃戸」が「田主」による起耕、自耕の意向を承知の上で「覇佃」しようとしたことは、慣行としての耕作権の存在を「佃戸」側が確信していたことを示唆しているように思われる。①④とも官の判決は「田主」による起耕を支持しているが、「田主」に起耕して自ら耕作しよう決意させた主たる原因が「佃戸」の小作料滞納にあったこと、及び他の「佃戸」を招佃するのではなく「田主」自ら耕作するのだということが強調されていることから、「佃戸」が彼らの耕作地に対して一定の権利をもっていたことは「田主」側にも意識されていたと考えられる。

なお、出身民族の明らかな者については注記しておいたが、必ずしも「田主」＝漢族、「佃戸」＝チワン族とはならない。①は「田主」・「佃戸」ともチワン族であり、②③の「佃戸」もチワン族であることは確認し得る。③④の「田主」は皆な学位保有者であり、④の「佃戸」は「民」とあるので、これらは漢族であった可能性が高い。

以上を総合すると、一八世紀始め以降、広西中南部のかなり広い地域において、「佃戸」と呼ばれていた人々はその耕作地に対して一定の権利を保有していたことがわかる。彼らは、収穫物のうちの一定部分を「田主」に納めている限り、自分の耕作地を耕作し続け、また、他人に典売することができたのである。このような現象を刁汝元は一田兩主慣行と見たのである。ただし、それは刁が言う程には安定してはいなかったようである(①④)。

ところで、明清時期における非土司型チワン族の「佃農化」については、本稿はじめにで紹介した塚田誠之氏によって資料を博搜した力作が発表されている。氏によれば、チワン族の「佃農化」はチワン族の承佃という形で、明の永楽年間(一四〇三〜一四二四)ごろに始まった。それは、「漢人地主」とっては開墾のための人手の確保、田土の防衛(チワン族は

「独自の社会体制下に一定の武装力を保持」していた、チワン族にとっては生産活動の安定化、「統治権力」との接触の回避という、双方にメリットをもたらすものであった。この頃の承佃の形態は、一般に、漢族が「招主」となりチワン族は村落単位で承佃するというものであったが、「保有田土（獵田）」を漢人に投献・典売し小作を行なうような場合^①もあった。そこではチワン族が「佃戸」として「漢人地主」に小作料を納め、「漢人地主」が納糧するという形態がすでにみられた。明中期以後「漢人地主」とチワン族との間の主佃関係が尖鋭化し、明末にはチワン族の武装蜂起が頻発するに至ったが、それは「統治権力」の介入によって鎮圧された。そして、チワン族を編籍し漢族の招佃等を規制する政策がとられたが、チワン族「佃農化」の大勢は阻止できず、それは清代に入って加速された。また、「佃農化」に伴ってチワン族の漢化が進行した。はじめは山間部に『獵老』に統率される「チワン族村を形成していたが、承佃により平野部に進出しチワン・漢雑居村を形成するようになった。康熙年間（一六六二～一七二二）ごろには、チワン族はなお飲食・言語・衣服等においてその「文化形式」を保持していたが、同治年間（一八六二～一八七四）には、言語を残すだけになっていた。「地域によって程度の相異こそあれ、壮族は概ねその種族的アイデンティティさえも喪失する方向にあった」とい^②う。

チワン族の漢化については後にふれることとし、「佃農化」についていえば、明清時代を通してそれが大きな潮流となっていたことが塚田氏の研究によって確認される。本節で検討したところを加えれば、南寧府・潯州府の鬱江・黔江流域諸州県においては、「佃農化」したチワン族に耕作権が保有されていた。これらの地方は、本稿第一節に引用した王土性の觀察にあるように、明末にはチワン族が平野部に進出して漢族と雑居していた地域である。そこでは、投献といふ承佃といっても従前のチワン族とその耕作地との関係はそのまま、その上に地主の収租権が設定されるという形態がとられたであろう。刁汝元はこれを「一田兩主慣行」として描き出したのである。

では、右のような事態は咸豊年間の獵佃たちの要求——「革租承糧」・「派戸編糧」とどのように関連しているのだろうか。

① 天野元之助『支那農業經濟論』(改訂社 一九四〇)五〇六～九頁、五一三頁、及び村松祐次『中國經濟の社會應制』(東洋經濟新報社 一九四九)三三〇～二頁。

② 一九三〇年代の浙江龍游県には七・一四%の例がある(同前註)。

③ ①②③は各々『清代地租剝削形態』(中國第一歴史檔案館・中國社會科学院歴史研究所合編 中華書局 一九八二)(付四九〇～二頁、五

一九五二〇頁、五三四～六頁に収める。③④は『康雍乾時期城鄉人民反抗闘争資料』(中國人民大學清史研究所・檔案系中國政治制度史教研室合編 中華書局 一九七九)上冊一四八～一五〇頁、一五〇～一頁に収める。

④ 塚田誠之氏前掲(b)論文

四 蜂起への道

—— 獵佃たちの主張 ——

獵佃たちの訴状の断片を総合すると、それは以下のような内容であった。

(a) 「獵佃の訴状に」称すらく、上日、租を輸すは、初め只だ冬(甲)の代賦の酬勞の報に貼てるのみ。

(b) 後、成單を逼勒せらる。実に田抛無し、等の詞あり(以上「清康熙至咸同紀事」三二二頁)。

(a) 「獵佃」且つ誣説すらく、国初の時、一県の田地は、皆な我獵人の祖上、開荒自種す。常には衙門に到らず、納糧の數目を識らざるに因り、客人に托して代納せしめ、毎年納租して他に与う。……と(「刁粟」三三三頁)。

「獵佃の」呈に拠るに、爾等(獵佃)種うる所は、前祖、本と買いし田たるに係る。僅に客民に托して納糧当差せしむるのみ、等の語あり(「孫批」三三八頁)。

(b) 「獵佃の」呈中に称すらく、客民詭串し、爾(獵佃)の祖より承くる所の戸を抹却し、伊(漢族)を冬(甲)戸に立て上納す、等の情あり(「孫批」三三八頁)。

獵佃たちのいうところによれば、

(a) 我々が現に耕やしている土地は、もともと我々の祖先が開墾したか買入れたかした土地で、祖先はその土地の所有者であった。ただ、官府と余り接触することなく賦税の額を知らなかったので、漢族に手数料を払って賦税を代納してもらっていたのである。

(b)ところが漢族は我々の祖先から無理やり売買契約書を取り、納税戸としての登録を抹消し（祖先の土地所有権を剝奪し）、自らを納税戸として登録して賦税を納めるようにしてしまった（自らを土地所有者として登録した）。つまり、土地は漢族に詐取されたのであって、今それを取りもどすのだと主張したのである。

このような僮佃たちの主張は咸豊年間に至って突然現われたのではない。塚田誠之氏がチワン族の「佃農化」を示すと紹介された次の資料は、僮佃たちとほぼ同様の主張をもって起ち上ったチワン族の姿を記録している。それは康熙五〇～五七年（一七一～一七八）の間広西巡撫陳元龍の幕僚をつとめた黄之雋によって著わされた。

猪獠、獷悍なりと雖も、然ども官府に見ゆるを畏れ、敢て親しく州県に詣らず。糧は輒ち吏民の猾なる者に請うて、戸を立て之れに代りて輸せしめ、而して其の数を倍償す。代輸する者を田主と謂い、而して代輸する者、反つて田有る者を謂いて佃丁と為す。伝えて子孫に至り、其の已^己が有にあらざるを忘れ、輒ち租を猪獠に索む。猪獠曰く、「我が田なり。爾、安ぞ租を得んや」と。代輸する者、其の州県の給する所の糧單を執り、以つて抛と為して曰く、「我が田なり。爾、安ぞ抗租するを得んや」と。是に於て訟、解けず、官も亦た誰の田為るやを辨する能わず。然ども必ず民に左祖し、猪獠を抑うれば、猪獠、愈々服さず。……乃ち田租を争うの故を以つて、或は相い賊殺すれば、則ち民の然ら使むるなり。^①

これは以下の三点において注目すべき資料である。まず、漢族「田主」の取租の不当性と自らの土地所有の正当性が、すでに康熙年間にチワン族によって主張されていることである。このことは、咸豊年間の僮佃たちの主張がチワン族の伝統的認識の上になつてなされたものであることを示している。次に、漢族は賦税代納者にすぎずチワン族が真の土地所有者であるという認識が、巡撫の分身ともいうべき幕僚自身の意見として述べられている点である。これは僮佃たちの主張が歴史的根拠にもとづいていることを示唆する。第三に、漢族「田主」とチワン族「佃丁」の土地所有権をめぐる裁判において、官が終始漢族側に左祖したと言明されている点である。このことから、明末以来一田兩主慣行が行なわれてきたとする刁汝元の見解は、「田主」の所有権を承認しようとする意図から出たものであり、漢族「田主」の側に立つて示さ

図1

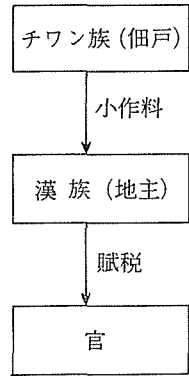
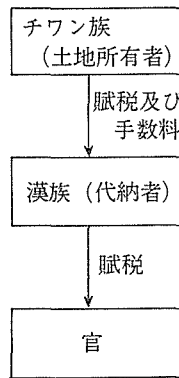


図2



れた見解であったことがわかる。

ここまで検討したところを整理すると次のようになる。進行していた事態は一つであった。すなわち、直接の耕作者たるチワン族から漢族の手を経て官府に賦税が納入された。これを、漢族「田主」・清朝官僚は一田両主慣行の展開、チワン族の「佃農化」と解釈した(図1)。一方チワン族はそれを漢族による賦税代納とみなした(図2)。

先の黄之雋の報告中にあるチワン族の「抗租」や咸豊年間の獠佃たちの反乱においては、これら二様の解釈の矛盾が爆発したのであったが、通常は、両者間の正面衝突を避けるための工夫がなされていた。永淳県では次のような方法でなされた。

故に租田を以って蕘脚田と為し、按じて別人に当与して耕さしむる者有り。契田は、某宅に租若干を交すと書明し、粮戸・業主の名号・字様を書かず(清康熙至咸同紀事)。

獠佃間の契約書には某宅に「租」若干を交すと書かれるのみで、粮戸とか業主という呼び方や字句は書かれることがなかったという。すなわち、どれだけの「租」をどこへ納めるかは書かれても、交「租」する相手の土地所有権を示唆するような語は避けられていたのである。「租」とはどのような性質のものであったのが明示されないようにされていたといえよう。こうして、チワン族→漢族→官府という納税経路には手を触れることなく、チワン族・漢族双方とも自分こそ土地所有者であると思うことができるような仕組が成立していたのである。チワン族の「佃農化」としてとらえられている現象の内実はこのようなものであった。そして、チワン族にとっては、これこそ彼らの民族的自律性を保持するための主体的選択の結果であった。

僮佃たちの主張^(a)に示唆されており、黄之雋及び塚田誠之氏の指摘にもあるように、チワン族は官府との直接的接触を回避することにとめた。では逆に、チワン族が官府と接触するとはどういうことだったのだろうか。

塚田誠之氏によれば、明中期から明末にかけてチワン族蜂起が頻発したことをきっかけに「統治権力」が介入した結果、特に清初・康熙年間において「生僮」の編籍が進行した。彼らは「僮戸」として漢族編戸とは別に把握され、「僮戸」の保有田土は「僮田」と呼ばれた。「僮田」に課せられた税役額は「民田」にくらべ軽微であり、かつ、ここではチワン族固有の体制である「僮老」制によって徴税・徴発が行なわれた。しかし「僮戸」とはあくまでも「生僮」を編籍して『民戸』化するための暫定的な措置^(b)であって、漢化への一段階にすぎなかった。また、編籍と同時にチワン族の就学促進と伝統的習俗の改革政策が推進された。文化面でも「統治権力」はチワン族の漢化を促進しようとしていたのである。⁽²⁾

このように、チワン族が直接官府と接触し編籍されて税役を負担すること、自らを土地所有者として官府に承認してもらうことは、とりもなおさずチワン族であることをやめ「民」となるべく第一歩をふみ出すことであった。これに対してチワン族は、官府との直接的接触を避けて、漢族を仲介者として立てる方法——すでにみたように、漢族・官僚はこれを「佃農化」とみなした——を選択したのである。こうしてチワン族でありつつづけることを選んだ人々を、清末永淳県の秀才玉鳴鳳は「愚」^(c)かだったからだというが、また同時にこうも述べている。

故に乾隆・嘉慶の前、客人、旧住人的病根を勘透し、遂に詭計もて騙惑し、毎年納糧を代包して、借りて些須の滋潤を得。旧住人、
 他^{かれ}の代納を得、自己をして衙門に入らせしめるを免るるは、亦た深く便なりと以為^{おも}う。稍や費を繁くすると雖も、亦た惜まざる所^{ゆえん}
 あり〔抗租記〕三二八頁。

チワン族の人々は、漢族に賦税を代納させることによって官府との接触を避け得ることを「深く便なりと以為^{おも}う」^(d)だったのである。チワン族の「佃農化」として立ち現われた現象は、そこから漢族もチワン族も各々の利益を引き出すことのできる制度であり、それはチワン族によって自らの生活様式を守るために主体的に選択されたのであった。

しかしながら、このようなチワン族の努力にもかかわらず、漢化の趨勢はとどまらなかつた。康熙『永淳県志』巻一〇、風俗志、獠人の項は、髪型・衣服・住居・婚姻・飲食・言語などについてチワン族独自の習慣を記録した後、最後に、

今の獠人、漢人と異なる無し。風、蒸蒸として変れり。

と述べている。チワン族の漢化が確実に進行していることを窺い得る。

それは、一つには、既述のように、地方官により漢化促進政策がとられたことによる。たとえば、康熙末年に永淳県知県をつとめた凌森美は、前任地貴県及び永淳県においてチワン族の婚姻習俗を「惡習」として禁止した。^④ また、乾隆二二年（光緒二五年重刻）『横州志』巻五、防撫志、化蛮の項は、髪型から巫祝による治病に至るまでのチワン族の種々な習慣をすべて「陋習」とした上で、

我が朝に迫りて声教四^よに訖^まび、加うるに土^よを守る者歴たび相い禁除せるを以て、已^まに蒸蒸として漸く易れり。と述べている。

さらに、チワン族の漢化は、漢族の移住の進展によっても促進されたに違いない。

〔チワン族中の〕愚かなる者、田主を敬い官長を畏れ、農に務める外、敢て非為する罔し。狡悍なる者、山に倚り險を負い、租穀を騙き私塩を販び、路を截ち村を刼い、群を成し聚を嘯^まび、酒を杯^み人を殺し、以て常と為す。其れ天性なり。無頼の客家、又往往其の中に依附し、之れが為に奸を^ふ騙^まき愚を^お鑿^ひく。十三屯の内、界の宣〔化〕・横〔州〕・賓〔州〕・貴〔県〕に接する者尤も甚し。^⑤

筆者はかつて広西には比較的早い時期に他省から移動してきた漢族——先住漢族とおくれて移住してきた漢族——客民とが存在したことを述べた。また、民国九年『桂平県志』にもとづいて、チワン族が客民との交流を通して太平天国に一定の役割をはたしたことを指摘した。^⑥ 一般に、おくれて移住してきた客民は先住漢族にくらべて不利な地域に生活の場を求めねばならなかつたと考えられる。右の『永淳県志』の記述中にある「無頼の客家」は、県城から比較的遠い他州県との交界地域——県内における辺境を主な活動の場所としていたチワン族中の「狡悍なる者」に依附したという。彼らは比

較的おそく移住してきた漢族——すなわち客民と見なされよう。ここでも、チワン族が客民との交流を通して「奸を驅き愚を鑿」^{ひび}かれたこと——これも漢化の一形態である——が窺われる。

かくして、塚田氏も指摘されているように、チワン族独自の「外表的文化形式」は同治年間には言語を残すのみになっていたのである。なお、塚田氏は同治『潯州府志』に拠るが、同様の記述は道光年間に編纂された旧志からの転載として民国『桂平県志』にも収録されているので、右のチワン族の状況は道光年間にはすでに現われていたと考えられる。

一方、漢化の進展と同時に、漢族地主からの要求もエスカレートしつつあった。

相い伝えて奕世収租す。人已に創業の老成にあらざれば、驕恃満盈の氣有るを免れず。且つ彼此転售して、奕本加厲、鬪斗淋漓し、供応を厚索す。^⑧

数世代を経るに従い漢族地主は創業者の慎重さを忘れ傲慢となり、また、土地がたびたび売買されるにつれて獐佃からの収奪が厳しくなった。獐佃たちは、南寧府知府黃輔相への訴えの中で、収奪の厳しさに異議を申し込んでいる（第二節参照）。同時に注目すべきは、収奪強化に伴い漢族が彼らの年来の主張、すなわち地主としての地位、「租」の小作料としての性格をより露骨に表明し始めたことである。「人已に創業の老成にあらざれば、驕恃満盈の氣有るを免れず」とは、そのことを示唆しているよう。

獐佃たち自身の漢化の進展と漢族の露骨な要求とによって、漢族を媒介とする納税制度は、道光年間頃には、獐佃たちにとって何のメリットもなくなってしまうていたのである。

咸豊元年の蠲免の詔は、それまで多少ともあいまいにされていた「租」の性格を獐佃たちに改めて明確に認識させる契機となったであろう。賦税が免除されたにもかかわらず、漢族は地主としての立場を押し出して収租を行なおうとしたからである。そこで、獐佃たちは祖先から受けついで伝承を抛りどころに、原状の回復、すなわち自らの土地所有権の回復を求めた。しかし、広西学政孫鏘鳴の反論——これは黃輔相ら清朝官僚及び漢族地主の声でもあったろう——は、個別的

レベルで問題をとらえ、個々のケースについての物的証拠提出を要求するものであった。^⑨これに対して、獐佃たちはチワン族としての民族的一体性のレベルで答えたのである。

ところで、チワン族独自の政治・社会制度については不明な点が多いが、近年の成果をもとに概要を整理してみよう。

塚田誠之氏によれば、明代には「老」・「獐老」などと称される統率者があり、「仲裁調停者として村落内部の秩序と村落間の関係の一定の均衡を維持する機能」をはたしていたという。しかし、村落をこえるレベルについて同氏は、「仮に何らかの村落連合が確かに存在したとしても、それは例えば戦時等の局面に限定された非恒久的かつ不安定なものに過ぎなかった」と述べている。^⑩

また、中国で刊行された民族知識叢書の一冊『壮族』（覃国生・梁庭望・韋星朗著 民族出版社 一九八四）によれば、解放前のチワン族地域には「寨老制」が広く行なわれていたという。そこでは、一乃至数個の村寨ごとに一人「波板」と呼ばれる寨老がいて村寨内の種々な揉め事を調停した（三七頁）。また同書によれば、龍勝各族自治县の龍脊十三寨と呼ばれた地方には、「議衆」・「議団」という寨民の集会があったという。「議衆」は一寨の、「議団」は十三寨全体の最高決定機関である。「議団」は春・秋に開かれ郷約をとりきめたが、それには「布求」（龍脊十三寨地方では「波板」をこう称した）だけでなく一般寨民も参加した（三八～九頁）。軍事については特別の組織はなく、有事の際には各寨の「布求」が「議団」の開かれる場所で会合し対応策を協議した後、各寨に帰って「議衆」を召集して臨時の軍事指導者を選出した。「布求」が選ばれることもあったが、勇氣・智謀にすぐれた別の者が選ばれることもあったという（三九頁）。

一八世紀以降漢化が進行した中で、獐佃たちにチワン族の伝統的政治・社会組織がどれ程存在していたのか不明である。表面的には言語以外に漢族との顕著な差異は見出し得ないようにみえる。しかし、南寧府知府黃輔相が誓約書を出させた「各屯老」（第二節参照）は、ほぼまちがいになく「獐老」・「波板」・「布求」などと称された村寨の指導者たちであつたらう。「議衆」・「議団」のような組織については文献的に確認することはできないが、獐佃たちが蜂起するにあたり各地で集会

を開いた後に大会を開いて本格的闘争を始めたこと、南寧府へ訴えに行ったのは一三人ではないが、まぎれもなく各「屯」の代表者であったと思われることなどは、龍脊十三寨における軍事行動を始める際の手続きを彷彿させる。

咸豊元年九月十五日「聚衆拜会」し、二十三日には収租に來た地主蘇道亨を襲撃した際、その仲間に加わること拒んだ甘明建を、獠佃たちは「衆議に従わざる」者として「党を合せて」一家皆殺しにし今後のみせしめとしたという〔紀略〕三〇五―六頁）。甘明建がチワン族であることは前後の文脈より明らかであり、彼はチワン族であるにもかかわらず獠佃たちの「衆議に従」わなかったために殺されたのである。咸豊年間にもチワン族としての民族的一体性はなお保持されていたとみるべきであろう。その上で、獠佃たちは「拜会」（この時期の広西においては拜上帝会でなければ天地会である）することによって武装した。この「拜会」の形式及び思想は客民——おくれて移住してきた漢族——によってもたらされたものであった^①。

チワン族の伝統的手続きに則った上で「拜会」という形で結合した獠佃たちは、残されていた最も明示的な民族遺産であるところの言語を闘争の敵味方を区別する指標とした。玉鳴鳳は、

時に邑中の所有客人、屯人、他們の話系的人（客人）を仇殺するを見、……〔抗租記〕三三〇頁。

と述べている。咸豊七年、李文彩に率いられた獠佃たちが宣化県に遠征した際には、

専ら平話を講ず漢人を殺し、能く獠話を説す者なれば則ち免る。^②

という。さらに民国『横県志』（三三〇頁）には、

〔獠佃〕夥に入らざる者有れば、焚殺して之れを随わしめ、収租せんとする業戸有るを見れば、便ち戕害を加う。其の後は、即え無租の客民といえども、亦た仇殺を被る。

とある。はじめはチワン族でありながら仲間に入らない甘明建のような者や収租を強行しようとする漢族地主を殺害したが、後には地主ではない漢族をも仇殺するに至った^③。まさに「話が両頭（両端）に分」けたのである（〔抗租記〕三三〇頁）。

① 黄之雋『磨堂集』卷一七、雜著、「広西諸蛮志」。塚田氏前掲(B)論文四〇頁及び五四頁註(39)参照。

② 塚田氏前掲(C)論文

③ 「大抵旧住人性多淳樸、有太古遺風、平日既不交官接府、又少出門交游、見聞既狹、知識亦陋。質言之、愚而已矣」(「抗租記」三二八頁)

④ 康熙『永淳県志』卷一〇、風俗志、獮人の項。ただし、ただちに効果が現われた訳ではない。塚田氏前掲(C)論文一五頁表4、参照。

⑤ 康熙『永淳県志』卷一〇、風俗志、獮人の項。

⑥ 前掲拙稿「太平天国前夜の客民について」

⑦ 塚田氏前掲(B)論文四四〜四五頁。

⑧ 「清康熙至咸同紀事」三二〇〜二頁。

なお「抗租記」(三二九頁)には、漢族地主の収租の様子を次のように伝えている。

「来収盤時、見婦女稍有姿色者、或以勢逼、或以利誘、務逐其猷欲乃已。其僕隸亦相率效尤。……当飯餐時、若割雞殺鴨敬待、他便飲膏、若僅魚肉兩味、便謂薄待他們、怒氣冲冲、推翻膳案、或借他事以馬鞭撒打。他将起行的一餐、更要十分孝敬、殺鷄為黍、奉他醉飽後、還要將冬葉裹糯米飯一包、中置鷄腿一對、或鷄胸肉一块、送將他去、作為孝敬田主少爺的礼物、名曰『送星鷄米』。慣例如此、佃戶不敢少也。在打穀時、要『淋尖踢斗』、殺若不够、便穿房入室、傾取穀種以盈其數、佃戶敢怒而不敢言」

⑨ 獮佃の主張(a)に対しては、「此明末粮重、業主逃亡之時、他省偶有此事。爾等有何憑据、確知

二百年前、此田的是佃祖業。又何以確知二百年前、無完業留耕之事。……且田以粮為憑、花戶賣買推收、戶口販易、官胥憑兩家簽票、始能割此入彼」(「孫批」三一八頁)

また、(b)に対しては、

「花戶長徵、有官胥縫管、客民何能作弊。且即万一有弊、爾祖尚不知、爾等何從得知。到底是何年何月何人作弊、亦何不指出的確憑据」(同右)

と反論している。

⑩ 塚田氏前掲(A)論文四八〜四九頁。

⑪ 「広西民人風氣淳樸、向無結会为匪之事、此次平樂縣肇發案犯、訊係広東民人、欲復與天地会名目、輒在該縣羅家嶺地方糾聚多人、焚香設誓、伝受口訣、因而行劫打搶、若不亟為懲辦、淨絕根株、恐広西本地民人耳濡目染、日漸效尤、將來結会拜盟、種種不法、地方風氣日壞、甚有關係」(『仁宗実録』卷一七六、嘉慶十二年三月戊辰の条)

⑫ 民国二六年『嶺南県志』卷四〇、社会一、民族。なお同県志同巻、言語の項によれば、「平話」とは中原から移住してきた人々の話す官話のことである。

⑬ 同治一三年『潯州府志』卷四、風俗、獮人の項には、

「客籍中、有居与獮隣、終身不解獮話者、有解說獮語、説之儼与獮人無異者」

とある。おくれて移住してきた客民の中にはチワン語を解する者もいたのである。

五 反清及び大成国の進出から終末へ

咸豊二年の暮、新しい永淳県知県に刁汝元が着任し、ひきつづき事態收拾への試みがなされた。南寧府知府黃輔相が再

び告示を出し、ついで刁自身獠佃たちに和解を勧告するとともに「書差」を派遣して「委曲開導」せしめた。しかし、黄・刁ら清朝官僚の告示乃至勧告は獠佃たちの要求を満すのではなく、獠佃たちは「面従心違」して「革租承粮の議」を主張しつづけた。そして、清朝体制下においては自らの要求を実現しえないことを感じとった獠佃たちは、その矛先を漢族から清朝官僚へと拡大した。

〔獠佃は〕初め止だ客民を仇視するのみ。繼いで且に怒を官長に遷さんとす。^①

咸豊四年二月、李文彩と獠佃たちは永淳県城に迫ったが、この時は攻略できなかった。刁汝元は「安寧練」を設立し、梁安邦を練目として壮丁を集め城郷を防衛しようとした。また、村の有力者によって各地に村落自衛のための団練も組織された。しかし、獠佃たちの勢いはすさまじく、七月ごろには、清朝側の支配地域はわずかに県城及びその附近の一四か村に限られ、他との連絡の路もとざされるといふあり様であった。咸豊五年六月、李と獠佃たちは南接する広東省廉州府靈山県に進出し、新墟を占領して当時李文彩側についていた孫仁広に守備させた。廉州府知府沈某は参将廖逢章、遊撃秦鳳山を派遣、十二月には孫仁広を駆逐した。翌六年正月、廖逢章は永淳に進攻、二月には李文彩の本拠地平朗墟を破ったが、獠佃たちの反撃を受け、また糧餉も補給できず、靈山へ引きあげた。この過程で獠佃たちの一部は表向きは「投誠」することを余儀なくされ、孫仁広は清朝側に「帰順」し、李文彩は潯州方面へ逃れた。獠佃たちの闘争の勢いは一時的にそがれることになったのである。

しかし、この時すでに広西における新たな反乱の核が形成されていた。

咸豊四年広東各地に蜂起し広州城を囲攻した紅巾軍（天地会）は、五年初め囲みを解き北方・西方へと転進した。西へ向ったのは陳開・李文茂らに率いられた部隊で、彼らは西江をさかのぼり、八月十六日に潯州府城を陥れると、そこを都として秀京と改め、洪徳という元号を定め、大成国と号した。また、各級行政機関を整え、官署を設立し、賦税を徴収し、貨幣を鑄造した。陳開が鎮南王（のち平濤王）、李文茂が平靖王を称し、さらに、広西の反乱軍に大成国の封号を受ける者

も出現した。たとえば、桂平県の姚新昌が北路大元帥、貴県の黃鼎鳳が隆国公、容県の范重音が榮国公をそれぞれ受けたこと等である。^②

永淳を逃れた李文彩はこの大成国に帰附し、^③ 次のように説いたという。

李七(李文彩)又盛称すらく、永邑の獠匪、堅心反清するも、^④ 総に未だ其の主に遇わず。若し兵を撥し永に到らば、屯獠、輪納すること暇あらず、と〔紀略〕三二二頁。

獠佃たちのもつ反清に対する潜在的力量を売り込み、大成国の永淳進出を促したのである。

そこで大成国は、定北王梁昌と李文彩を派遣し西征に従事させた。彼らは、咸豊七年二月初め、まず横州城を攻めたが攻略できず、永淳に入って獠佃たちを糾合し、二十五日には永淳県城に迫った。この時県城を準備していた梁安邦・孫仁広との間に二十六日夜まで戦闘が続けられたが、梁・孫らはずいに支えきれず、梁は那壇村に、孫は小黎村に退いた。県城にいた官吏や漢族らも続々と各地に落ちのびた。二十七日、李文彩らは永淳県城及び附近の各村を占領した。梁安邦とともに那壇村に逃れた知県刁汝元が「元氣尽く失せ、大勢の回し難きを知り」金を吞んで自尽した後、刁の息子を引き渡すことを条件に李と梁の間に和議が成立した。三月二十九日、李文彩は大成国定国公の名で「安民」の告示を出し、県の秩序が回復された。これ以後同治四年(一八六五)に時の広西布政使劉坤一によって県城が奪い返されるまで、清朝の知県は永淳県に赴任し得なかつたのである。^⑤ なお、梁安邦も七年九月「拝拾效匪」したと伝えられる。自分の指揮する「団練」を会党組織に編成し直したのである。

四月初め、李文彩らは永淳の獠佃たちとともに再度横州城を攻めこれを攻略し、つづいて五月には南寧府を奪取した。

南寧府は南巴府(一説に南安府)、永淳県は鬱城県(一説に鬱州県)、横州は榷州とそれぞれ改称された。この時期、咸豊七年から八年にかけては大成国の最盛期で、陳開・李文茂らは省都桂林に迫り、梧州・潯州・平樂・柳州・慶遠・南寧・思恩など七府三〇州県を支配下に置いた。^⑥

ところで、南寧府地方における大成国の成功は獠佃たちの力に依ること甚だ大であった。「清康熙至咸同紀事」（五五三頁）には、

李「文彩」の勢の大、言の巨なるは、皆な屯匪の助力を得たればなり。

との割註がある。李文彩が大成国を誘った先のことばは、獠佃たちのはたらきによって証明されたのである。

一方、獠佃たちは大成国の下で彼らの要求を実現させた。同治二年（一八六三）横州に進出した広西布政使劉坤一はこう述べている。

査するに、爾各村、蓄髮して賊に従うこと、茲に於て数年たり。其の中脅さるるもの固より多し、而も甘心逆を為す者も亦た復た少ならず。或は局を設けて賊の為に取糧し、或は衆を糾めて賊に従いて出碼（出陣）し、或は村庄を以て賊の巢穴と作し、或は屋宇を以て賊の停留するに任す。更に一等の白昼に刦搶し、黑夜に偷竊するもの有り。種種の悪端、以て悉くは数え難し。^⑧

清朝権力を実力で駆逐した獠佃たちは、地主の手を経ることなく直接大成国（及びその残党）に納税していた。そのことよって自らの土地所有を実現させていたとみなされる。反乱発生以来の永淳・横州の密接な連繫を考えれば、右に描かれたような事情は永淳においても同様であったろう。否、永淳や横州ばかりではなく、大成国の進出地域では右と同様の事態が出現した。たとえば、大成国のお膝元潯州には潯陽・桂邑という二つの書院附属の「田産」がありそれを小作に出していたが、大成国の進出に伴って「奸佃」・「居民」に占拠されてしまった。

乙卯（咸豐五年）の変に洎び、潯垣失陥す。其の田遂に半ばは奸佃の為に隠匿せられ、又或は居民の為に占拠せらる。^⑨

この資料は、大成国という嵐のもたらす衝撃のもと、農民自らが立ち上って土地を獲得したことの証左としてしばしば引用されるが、その反面には、明確な土地綱領を提出しえなかった大成国（さらに一般的には天地会）の「弱点」を示すという見解が常に附随している。^⑩しかし、たとえば永淳・横州地方の獠佃のように、自らの土地所有の正当性を主張し、その正当性に承認を与えてくれる権力をさがし求めている農民にとっては、大成国のはたした作用は単に武力で権力の空白状

態をつくり出したというだけにとどまらない。清朝にとってかわった権力Ⅱ大成国は、まさに農民の要求にこたえ、彼らの土地所有の正当性を承認した。それは農民から直接賦税を受けるという形で行なわれたのである。農民は自ら地主の土地を占拠し納税する一方、永淳の獐佃たちが永淳・横州・南寧の攻略に参加したことに端的に示されているように、賦税の受けとり手即ち大成国をつくり支えるという、二重の闘争を行なったのである。

このような農民に支えられた大成国及び広西土着の反乱軍は、農民の要求をくみ入れることによって存続することができ、論理的には清朝と対等の国家として出現した大成国は農民から直接賦税を受けとることでそれを実行した。一方広西の土着反乱軍、たとえば咸豊二年に獐佃たちの頭目にむかえられた李文彩は、少なくとも咸豊三年の前半までは、南寧府知府黃輔相に対して平朗壚(李の根拠地)に向いて「租案を断結」するよう要求しつづけた(「刁粟」三一五頁)。このことも土着反乱軍が農民の要求をくみ入れていたことの一例であろう。ここにしばしば指摘される大成国のもう一つの「弱点」が生じる。大成国とその封号をうけた土着反乱軍との関係が「聯盟関係」にすぎず、前者の後者に対する統一的指導がなされなかったという点である。たとえば、大成国から隆国公に封じられた黃鼎鳳は陳開の動員(「調遣」)の命に従わなかったという。黄のこうした行動には、自らのものとなった土地をはなれて遠征したくないという彼を支える農民たちの意志が反映しているのであろう。農民たちは、地主の土地を占拠し、耕作し、自ら賦税を納め続けるという方法によって、自らの土地所有を実現して行くことができるのである。

大成国、あるいは土着反乱軍の没落は、それらがこのような農民たちの意志に反したことから始まった。

咸豊七年十一月、李文彩は「詭謀」(偽ってばかりごとをめぐらす)をもって獐佃たちをさそい出し、省境をこえて靈山県攻撃を敢行した。県城は陥れたが、李は清軍によって靈山県城に包囲されてしまった。その間永淳県では、獐佃たちはなお比較的安定的に自らの要求を実現させつづけていたが(「淳各屯仍多肆横行」)、梁安邦が県城に進出して「四宝堂」をたて、孫仁広がその根拠地小黎村で「福勝堂」をたてるなど、かつて清朝団練の頭目をつとめた者たちが、今や天地会の旗をお

したてて割拠しはじめていた。

咸豊八年十月、靈山県から逃げ帰った李文彩は再び獠佃の力をかり、十一月には永淳県城に進攻したが、梁安邦によって撃退された。この時までには、獠佃たちの間における李文彩の威信は相当に低下しており、靈山進攻以来の両者間の齟齬が一挙に表面化した。横州の獠佃たちの心はまったく李からはなれてしまったし〔「紀略」三二二頁〕、永淳の獠佃たちの一部も李からはなれて行き、武力衝突に発展したケースもある。これに伴い獠佃相互間の内訌も発生した。

李文彩の勢力がおとろえたのを見た梁安邦・孫仁広らは、咸豊九年三月、なお県城にとどまっていた獠佃たちを駆逐した〔「紀略」三二二頁〕。咸豊十年には情勢はいよいよ混乱の度を増し、李文彩が漢族の団練と連合し、梁・孫らを迎えた獠佃と衝突するという局面も見られるようになった。また、陳開が梁・孫らに大成国への帰順を呼びかけたともいう。そしてこの年十月（一説に二月）には、李文彩はついに梁安邦・孫仁広らに追われ、柳州府懷遠県を経て貴州へと去って行ったのである。李が去った後獠佃たちは梁・孫に帰したともいうが、その後も両者間の攻防戦はたえなかった。

一方、咸豊八年初め桂林攻撃に挫折した大成国も守勢にまわった。九年には石達開を追って劉長佑が広西に入り、清朝の広西平定戦が本格化した。八年から十年にかけて大成国は梧州・柳州などを次々に失い、咸豊十一年七月、劉長佑麾下の蔣益澧・劉坤一らによって潯州をうばわれるに至った。陳開は、石達開に合流しようとして貴県にのがれたがはたさず、さらに横州へのがれる途中とらえられ、潯州で処刑された。貴県の黄鼎鳳が大成国の残党を收容し、建章王と称して活動を継続した。

清朝の反撃はさらに続く。同治元年（一八六二）広西布政使に任せられた劉坤一により、同治二年五月に貴県城、十月には横州城が攻略された。同治三年四月には貴県平天寨に拠って抵抗を続けていた黄鼎鳳がとらえられ、五月十七日貴県において処刑された。七月、劉坤一らが永淳県化龍墟に入ると、獠佃たちは「紛紛と帰順」し、つづいて同治四年二月には永淳県城が陥落した。梁安邦は那壇村・太平墟方面に、孫仁広は山沢村方面に退却したが、梁安邦は四月にとらえられ五

月には処刑された^②。また、孫仁広は同治五年中に殺されたという。ここに、十数年続いた永淳・横州の動乱は一応の終結をみた。

咸豊八年以後、獐佃たちの闘争は以前ほどのまともにも活力も失ったかの様であったが、彼らの要求は終始一貫して主張され続けたようである。永淳県城を攻略した直後、劉坤一は次のように述べている。

永淳の乱、甲人侵産し、屯人抗租するに始まるに縁る。将来賊平ぐも、調停は尙お力を費やすに属す。是れ之れを賢有司に責せざる能わず^③。

漢族がチワン族の土地を不法に奪取したこと（「侵産」）、漢族と獐佃との間には「調停」が必要であることが、獐佃たちの十数年にわたる闘争の結果、はじめて責任ある清朝官吏に伝わったのである。善後策は基本的にはこの認識にそって進められた。永淳県にはたまたま「錢糧徵冊底稿」が残存していたので、これをもとに、漢族が収租権を獐佃に売るといふ形で行なわれたようである。同治八年（一八六九）知県に任ぜられた全文炳は、次のような措置を講じた。

邑内の客民に令して租を売りにて獐人に与えしむ。実に大吃虧なり。然ども実に已むを得ざるの挙なるのみ^④。

一説によれば、租一斗につきだいたい錢四二〇文であったという（「抗租記」三三三頁）。しかし、なお訴訟合戦はたえなかつた。

永淳・横州を含む南寧府では賦税徴収がはかどらず、同治末年広西巡撫劉長佑は、該府下の各州県に各戸の納税額を調査し、賦税台帳を整理・作成し直すことを命じた^⑤。

〔同治〕十三年（一八七四）、左江兵備道許其光、省憲の横・永の善後を委辦するを奉ず。而して客獐互に控するの租案、是に至りて始めて軋軋を清らかにし、以後客獐均しく相い安んじて事無し^⑥。

「横・永の善後」として一括して扱われていることは、横州でも永淳と同様、漢族が獐佃に収租権を売るといふ收拾策がとられたことを示唆している。

- ① 民国『永淳県志』巻四、三四一～二頁。
- ② 駱宝善「太平天国時期的広東天地会起義述略」(4)『中山大学学報』一九八一—四。
- ③ 羅爾綱「李文彩伝」『學術論壇』一九八〇—二。
- ④ 前註に同じ。
- ⑤ 民国『横県志』第五編、三四三～四頁。
- ⑥ 民国『永淳県志』巻五、清知県、戴榮壇の項。
- ⑦ 本節註②に同じ。
- ⑧ 「晚論村莊土民改從良善」(劉坤一遺集)中華書局一九五九第六冊、公牘卷之一。
- ⑨ 「查復潯陽桂邑同書院田租記」(五一六～八頁)。
- ⑩ たとえば、駱宝善氏前掲註②論文及び同氏「太平天国時期的広東天地会起義述略」(7)『中山大学学報』一九八二—一など。
- ⑪ 前註に同じ。
- ⑫ 梁廉夫『滄齋見聞隨筆』(『近代史資料』一九五五—一)一三頁。
- ⑬ 民国『鬯寧県志』巻三四、及び『平桂紀略』巻三(三五四頁)。
- ⑭ 前註に同じ。
- ⑮ 駱宝善氏前掲註②論文、鄭佩鏗「大成團的反清起義」(『史学月刊』一九五八—二)、梁任傑「石達開回師廣西的圍争及其和大成團的關係」

結びにかえて

以上のように、獮佃たちの反乱の背景には特殊な土地制度が存在していた。それは、収租権と耕作権が各々別個に売買される表面的には一田兩主制とみなされる制度であり、実際、清朝官僚・漢族地主はどのように考えていたのである。しかし獮佃たちは、その同じ現象を漢族による賦税の代納と考えていた。従って、咸豊年間の反乱は、清朝官僚・漢族地主

- (『歴史研究』一九五七—九)、及び陸宝千『論晚清兩広の天地会政權』(中央研究院近代史研究所一九七五)。
- ⑬ 『劉武慎公年譜』巻一、咸豊十一年の条。
- ⑭ 駱宝善氏前掲註②論文。
- ⑮ 「稟張中丞(同治二年五月二十六日)」(劉坤一遺集)第四冊、書牘卷之一)。
- ⑯ 「稟張中丞(同治二年十月十六日)」(同右)。
- ⑰ 「稟張中丞(同治三年四月二十七日)」(同右、書牘卷之二)。
- ⑱ 「稟張中丞(同治三年五月二十日)」(同右)。
- ⑲ 「稟兩省都院(同治四年二月二十五日)」(同右)。
- ⑳ 「稟兩省都院(同治四年四月十四日)」(同右)。
- ㉑ 「軍事緩急情形片」(同右第一冊、奏疏卷之二)。
- ㉒ 「稟張中丞(同治四年三月十五日)」(同右第四冊、書牘卷之二)。
- ㉓ 「稟張中丞(同治四年四月初三日)」(同右)。
- ㉔ 民国『永淳県志』巻五、清知県、全文柄の項。
- ㉕ 「清復州縣糧額請獎疏(光緒元年五月十五日)」(劉武慎公(長佑遺言)巻一七 近代中国史料叢刊第二五輯)。
- ㉖ 民国『横県志』第五編(三三八頁)。

からみれば獠佃たちの抗租反乱と映っていたのであり、史料上にもしばしば「抗租」と表現されているのである。一方獠佃たちにとっては、それは漢族に詐取された土地を奪回する闘争であると考えられていた。このことは、彼らがたびたび官府にさし出した訴状の中で明確に主張されている。

ところで、土地奪回をスローガンの一つに掲げることが、清代の他の少数民族の反乱においてもしばしば見られるところである。たとえば、広西の隣省貴州のミャオ族は、乾隆末から嘉慶年間にかけての反乱で「客民（漢族——稲田）を焚殺し、田地を奪回せん」と倡え、咸豊年間の反乱には「漢人の田宅を將つて概て苗人に与うべし」と声明した。また、同じく貴州のブイ族は、嘉慶初めの反乱で「漢民を駆除し、苗地（ブイ族の土地——稲田）を奪還せん」と叫び、トン族は咸豊年間の反乱において、「土地は耕作者のものだ」（「土地誰種誰収」と宣布したという。④）いづれも漢族から土地を奪回しようという点は共通している。しかし、その背景となっている土地制度は、未だ十分に明らかにされているとはいえないが、必ずしも同様ではないように思われる。たとえば、乾隆末年から嘉慶年間にかけて反乱を起したミャオ族は、明末清初の数回の反乱の結果「辺墻」（城壁）によって囲まれた「苗疆」に隔離され「化外の民」として国家の管轄外に置かれていた。ところが雍正年間の改土帰流以降は、清朝権力がしだいに「苗疆」内に浸透しはじめ、漢族の入植も進行して漢族村落が形成されるにつれて、土地を失ったり、漢族の佃戸に没落したりする者が増加した。⑤このような状況下で蜂起したミャオ族は、文字通り土地の奪回を求めてたまたまだったのである。

一方、獠佃たちの場合は、特殊な土地の二重所有制のもとで、自らと自らの耕やしている土地との関係は表面的には不變のまま維持されていた。獠佃たちには自らがその土地の所有者であると思ひ込むことができるような仕組が存在していたし、実際彼らは長い間そう信じていたのである。このような体制下において、漢族の側が露骨に地主として行動しはじめ収奪を強化してきた時、彼らは土地所有権の奪回を要求してたまたかうことになったのである。漢族が収租権を獠佃に売るといふ善後策は、こうした獠佃たちの要求に対応したものであった。

獠佃たちが、土地そのものではなく、土地の所有権という抽象的な権利の要求を、漢族地主の収租権を否定するという形で具体化し、かつ、実際に闘争を進める上において、チワン族としての伝統——すなわち、自らが真の土地所有者であることを伝える伝承、蜂起を準備する際の独自の政治・社会組織、アイデンティティ識別のための言語など——が、きわめて大きな役割りを果たしたことは本稿の検討によって明らかであろう。

しかしそれと同時に、咸豊年間の獠佃たちが闘争を進めるにあたっては、ある程度の漢化の進展が重要な役割りを果たしていたように思われることにも注目する必要がある。それは、彼らの祖先が選択した官府との直接的接触を避け漢族代納者を仲介とする納税制度が、漢化の進展によって無意味となったということにとどまらず、それ以上の積極的な作用、すなわち、獠佃の闘争する力量を強化する作用をはたしていた。

たとえば、本稿第四節に述べたように、チワン族中の「狡猾なる者」は、客民——おくられて移住してきた漢族によって「奸を驅ぎ、愚を鑿」かれたという。啓蒙された具体的内容は必ずしも明らかではないが、それは「狡猾なる者」の「天性」の行為としてあげられている。「租穀を騙き私塩を販び、路を截ち村を刼い、群を成し聚を嘯び、酒を杯み人を殺す」といった既存の秩序を破壊し、支配者層にとっては好ましくない、不利益となるような活動を強化する方向のものであった。とりわけその中に「租穀を騙く」といった、先述した特殊な土地の二重所有制にかかわる活動が含まれていたことは注目される。

もう一つの例は、獠佃たちが蜂起に際してたびたび開いた集会が「拜会」（天地会）という形で行なわれたことである。天地会は客民——おくられて移住してきた漢族によってもたらされたものであったが、獠佃たちが「拜会」を行なうに当たっては特に客民の煽動者等は見出されず、彼ら自らが自発的に行なっている。天地会は、咸豊初めまでには、獠佃たちにとってもはや借り物ではなくなっていたのである。^①

このように獠佃たちの闘争を強化する作用をはたした漢化とは、官僚による教化的漢化策の結果得られたそれというよ

り、客民——おかれて移住してきた漢族との交流を通じて得られた成果であったと考えられる。

一般にチワン族は、特にヤオ族との対比において、漢族に最もよく同化した民族として知られている。しかし一方で、今日のチワン族は、中国最大の少数民族として省級行政区である民族自治区を形成しているという事実を見のがすことはできない。このことは、チワン族の人々が、漢化をも彼らの民族的発展の一要素として取り込んできたことを示しているのではないだろうか。

① 「湖南苗匪聚毒後章程」 吳榮臻『乾嘉苗民起義史稿』（貴州人民出版社 一九八五）一〇七頁所引。

② 韓超「苗變記事」武内房司「太平天国期の苗族反乱について——貴州東南部苗族地区を中心に——」（『史潮』新一二号 一九八二）四七頁所引。

③ 『平苗紀略』卷五二、嘉慶三年一月二十三日鄂輝・馮光熊奏 武内房司「清代チワン族の社会変容——嘉慶土苗仙反乱をめぐる一考察——」（『季刊中国研究』四 一九八六）九四頁所引。

④ 宋子海「姜映芳領導的侗族人民起義」『清代貴州各族人民の五次起義』（貴州大学歴史系科研組編著 貴州人民出版社 一九七八）四〇頁。

⑤ 吳榮臻氏前掲書

⑥ 雍正六年から乾隆元年まで（一七二八—一七三六）広西巡撫をつとめた金鉞は「檄望漢奸論」（乾隆『橫州志』卷二、藝文志、所収）という命令を南寧・太平・慶遠・思恩・泗城各府に下している。その中で金鉞は、「土属民人」が不法をなすのは彼らの天性であるとする説をし

りだけ、それを湖広・江西から移住してきた「漢奸」の教唆によるものとする見解を示している。「土属民人」は「土司百姓」「粵西土属」「土民」とも表現され、すべて「漢奸」に対比して用いられていることから、先の五つの府に多く居住していた少数民族を念頭においた表現であると考えられる。

⑦ なお、天地会等の会党については、

「近來不肖州縣、非但不肯查拏、更復多方掩飾、即訪出會匪名目、該督撫意存消弭、遂令匪徒有恃、滋生厲階、即如趙金龍逆党六、七千人、其中豈無會匪、及地方官專以緝匪滋事為詞、幸免失察之咎、各直省大率類此」（『宣宗實錄』卷二一、道光十二年五月丙辰の条）とあるように、我々の予想以上に、そして資料に現われてくる以上に、広く民衆の中に浸透していたであろうことに改めて注意を喚起しておきたい。

（名古屋大学大学院文学研究科研究生

The Zhuang Uprising and Background in Hengzhou
橫州 and Yongchun xian 永淳縣 in Guangxi
Province during the Taiping Revolution

by

Seiichi Inada

It has been pointed out that many minority peoples such as the Zhuang participated in the Taiping revolution. This paper will attempt to discuss how the Zhuang people acted during the period by analysing their uprising which arose in the region of Hengzhou and Yongchun xian in Guangxi Province, and which was connected with Dachengguo 大成國 afterwards.

In the late Ming and early Qing, the Zhuang people had the Han people pay their taxes because the Zhuang people did not like to be in direct contact with the government. However, as time went by, the Han people started regarding themselves as landowners and the Zhuang as tenants, and gradually strengthened their power as landowners. Therefore, in 1851 the Zhuang people rose against the Han people for taking away their ownership of the land, but the Han people and the Qing government, which favored the Han people took it only as a "rent revolt." The Zhuang people drove the landowners away by force and they realized their demands by paying their taxes directly to Dachengguo which had come into the region in 1857.

In this struggle, we have to remark that the Zhuang people's folk tradition formed the roots of the revolt. At the same time, a certain degree of "Han-ization" —not the educational one imposed by the government, but one which was obtained through cultural exchanges with the guest people of the Han— played a big role.